

中期目標(素案)の概要

内は、中期計画素案(目標を達成するためとるべき措置)の概要

○前文

公立大学法人大阪府立大学は、大学を設置、管理することにより、広い分野の総合的な知識と専門的学術を教授研究し、有為な人材の育成を行うとともに、研究成果の社会への還元を図り、もって地域社会や国際社会の発展に寄与することを目的とする。

この目的を果たすため、本中期目標期間においては、

- ・高度研究型大学として、研究水準の向上とともに、公立大学としての意義を踏まえ、特色ある研究の推進を図り、その研究成果の社会還元積極的に取り組む。
- ・入学者選抜の改善や基礎・教養教育の充実、実践的教育の展開等により、社会をリードする人材の育成を図る。
- ・教育研究のさらなる活性化を図るため、機動的な運営組織の構築、柔軟で弾力的な人事制度の整備、財務内容の改善等に取り組む。

・中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 (P1)

○期間：平成17年4月1日から平成23年3月31日まで

○組織：7学部6研究科、総合教育研究機構、学術情報センター、産学官連携機構(別表P10)

・大学の教育研究等の質の向上に関する目標 (P1~6)

1 教育研究に関する目標 (P1~4)

○教育内容等に関する目標

入学者選抜の改善を図る。新たに設ける総合教育研究機構による教養教育・基礎教育の充実、学部における専門教育や大学院教育の充実・改善を図る。また、多様な教育・履修システムの構築や適切な成績評価等の実施を行う。なお、適正な学生収容定員の検討を行う。

- ・入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)の明確化
- ・総合教育研究機構において、共通教育科目や専門基盤科目を開設
- ・学部・学科の枠を越えた科目履修を可能とする「自由選択枠」の設定
- ・他大学との単位互換制度の実施(連携大学数を中期目標期間中に増加)
- ・GPA制度の導入・退学勧告制度の導入について検討(3年以内) など

○研究水準等に関する目標

各研究分野での成果が高い水準となるよう努める。特色ある、また優れた成果を期待できる研究に対しては重点的に支援する方策を確立する。また、研究成果を社会に積極的に還元する仕組みを構築する。

- ・学術論文の発表及び学術講演等は、その水準の維持向上を図るとともに、件数を増加
- ・理事長(学長)のリーダーシップのもと、重点的に予算配分するシステムを導入
- ・民間企業等との共同研究等の推進 など

○教育研究の実施体制に関する目標

各教育研究組織間の緊密な連携のもと、教育研究活動の活性化・高度化を図る。また、総合教育研究機構や学術情報センター、産学官連携機構といった全学教育研究組織の確立を図る。

- ・学部・研究科等の枠を超えた教員・研究者間の交流を促進
- ・総合教育研究機構に共通教育部門と教育改革・展開部門を設置
- ・学術情報センター図書館及び学部等の図書室の充実
- ・産学官連携機構の体制を整備 など

○学生への支援に関する目標

学生が学習しやすい環境づくりを推進するため、学生センターの機能を充実するなど、幅広い支援を行う。

- ・学生センターに相談窓口を開設、オフィスアワーの実施を推進し実施情報を一括提供
- ・奨学金制度やアルバイト等の情報を学内PCの端末から提供できるようシステム化
- ・就職希望学生のほぼ100%の就職率を目指す など

2 社会貢献等に関する目標 (P5~6)

○社会との連携に関する目標

社会人に開かれた大学づくりや高等学校等との連携といった教育面での貢献・連携に加え、産学官連携や府政との連携を進める。また、地域の中核的の大学として、府内や関西の大学間の学術交流を推進する。

- ・経済学研究科のサテライト教室(博士前期課程)での充実した教育研究の展開
- ・公開講座数の段階的な提供増・高大連携講座の充実、参加者の増加
- ・提案公募型産学官共同プロジェクト研究の推進
- ・平成22年度においては、共同研究件数300件、受託研究件数150件、特許出願件数100件、平成22年度までの特許権取得件数50件、大学発ベンチャーの創出件数15件を目指す
- ・府の各試験研究機関や保健医療機関との緊密な連携体制を確立
- ・「大学コンソーシアム大阪」等に積極的に参画 など

○国際交流に関する目標

国際交流協定の締結に基づく大学間交流を中心に、国際的な教育研究交流の推進を図る。

- ・国際交流協定の締結について、大学としての組織的一元的な対応のもと、交流内容を充実 など

・業務運営の改善及び効率化に関する目標 (P6~8)

1 運営体制の改善に関する目標 (P6~7)

○全学的な大学運営に関する目標

全学的な経営戦略を確立するとともに、役員執行体制など効果的・機動的な運営組織を構築する。役員や審議機関には、学外の有識者・専門家の登用を図る。また、内部監査機能の充実を図る。

- ・経営担当理事のもと、中・長期的視点にたった経営方針や財務改善方策を企画
- ・各理事(5人)に各業務を分担、理事長のリーダーシップの下、円滑な大学運営の推進
- ・経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事に、民間企業出身者等を登用
- ・監事のもとに監査業務を行う体制を整備 など

○部局運営に関する目標

部局長の権限と責任を明確にし、全学的な方針のもとで、部局長を中心とした意思決定の迅速化等を図る。

・各学部・研究科長等の人事・予算面での権限を強化、教授会の審議事項を精選 など

2 教育研究組織の見直しに関する目標 (P7)

教育研究の進展や社会のニーズの変化に的確に対応するため、学部・学科等再編を含め、教育研究組織の見直しに取り組む。

・次期中期目標に向け、教育研究組織のあり方(学部・学科等再編を含む)について検討 など

3 人事の適正化に関する目標 (P7~8)

○柔軟で弾力的な人事制度の構築に関する目標

非公務員型のメリットを活かし、柔軟で弾力的な人事制度を整備する。

・兼業・兼職の規制緩和

・事務職員等の採用にあたっては、経験や専門性に着目した選考方法も活用 など

○業績評価制度の導入に関する目標

多面的かつ適正に評価する制度・体制を構築し、教育研究の質の向上等を図る。

・教員の業績評価システムの構築・導入

・教員の業績評価を反映した研究費配分の仕組みの導入 など

○公募制の徹底及び任期制の導入に関する目標

公募制の徹底と任期制の導入により、教育研究組織の流動化及び活性化を図る。

・助手、プロジェクト研究に必要な外部教員等の採用にあたって、任期制を導入 など

○教員組織の計画的なスリム化等に関する目標

教員の適切かつ計画的な定員管理を推進し、段階的に教員組織のスリム化を図る。

・計画的・段階的に教員組織をスリム化(中期目標期間中に概ね 80 名を削減)

4 事務等の効率化・合理化に関する目標 (P8)

アウトソーシングの推進や事務の一元化など事務の効率化・簡素化に取り組む。

・財務会計・人事給与・教務学生業務のシステム化・ネットワーク化

・定例・反復業務についてアウトソーシングによる事務の効率化 など

・財務内容の改善に関する目標 (P8)

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 (P8)

外部研究資金の獲得等による自主財源確保に取り組む。

・各種の外部研究資金について、各教職員がその獲得に努め、また、産学官連携機構において獲得のための必要な支援を実施

外部研究資金の獲得額は、平成 22 年度において法人化前に比して 30% 増加を目指す など

2 経費の抑制に関する目標 (P8)

業務運営の合理化・効率化により、経常的・管理的経費を抑制する。

・教員人件費は、平成 22 年度において法人化前に比して、 % の削減

・事務職員等の人件費を含む管理的経費は、平成 22 年度において法人化前に比して % の削減

3 資産の運用管理の改善に関する目標 (P8)

資産の効率的・効果的な運用を図る。金融資産は、安全確実な運用を行う。

- ・資産の運用計画を毎年度策定
- ・外部資金等金融資産について適切にリスク管理を行い、安全確実に運用 など

・自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 (P8~9)

1 評価の充実に関する目標 (P8~9)

自己点検・評価の体制を整備し、定期的実施する。外部評価を受け、結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

- ・組織的に自己点検・評価に取り組むための体制を整備
- ・部局及び全学単位で、定期的かつ継続的な自己点検
- ・評価結果を基に改善のための課題を明確化の上、課題ごとの取組可能な改善計画を策定 など

2 情報公開等の推進に関する目標 (P9)

広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関する積極的な情報提供に取り組む。

- ・広報活動を一元的かつ効率的に行う体制を整備し、全学的な広報活動の計画を毎年度策定 など

・その他業務運営に関する重要目標 (P9)

1 施設設備の整備等に関する目標 (P9)

計画的な整備を行う。整備にあたっては、整備手法や事業手法などにも留意しながら、効率的・効果的に実施する。

- ・緊急整備計画案や総合的なキャンパスプラン案に基づく計画的な学舎整備を実施
- ・整備着手前に費用対効果の精査を行い、効果的・効率的な手法により整備を実施 など

2 安全管理等に関する目標 (P9)

安全管理体制を整備する。教職員の安全衛生、環境保全に関する意識の向上を図る。

- ・安全衛生管理に係る組織を整備、全学的な安全衛生管理を推進
- ・定期的に学内研修を実施 など

3 人権に関する目標 (P9)

人権尊重の視点に立った全学的な取組みの充実を図る。

- ・相談、啓発、問題解決など全学一体となって取り組む組織の設置 など